

院内清掃の業務委託について 委託業者の 適切な選定を

委託業者の選定悩んだら、
下記資格の有無をご確認ください



法律で必須となる
清掃の現場責任者

病院清掃受託責任者
講習

「医療法施行規則」に定められた「受託責任者」の用件を満たす知識を習得した者を認定する講習会です。修了者には4年ごとの更新が必要となります。

清掃従事者にも
感染対策を求める

感染制御衛生管理士
(ICCC) 認定講習会

清掃従事者自らが感染対策を行うことを目的に、標準予防策を基本とした適切なPPEの着脱や手指衛生等の知識や技能を習得し、管理教育できる人材を認定する講習会です。

優良マークを受けた
清掃事業者を選びたい

医療関連サービスマーク
認定制度

(一財) 医療関連サービス振興会が実施する事業者認定制度です。認定事業者は医療法に基づく適切な運用体制はもちろん、一段上の基準を満たしていることが認められています。

全国ビルメンテナンス協会は
上記の活動**支援**しています



認証・資格を取得した清掃事業者をお探しの際は



全国ビルメンテナンス協会では、発注者の皆様が清掃事業者をお探しの際に便利な情報サイト「ベストビルメン」を運営しています。

全国ビルメンテナンス協会に所属する約2,800社の会員企業から、「受託エリア」「保有資格」「所在地」など、目的や条件に合わせて清掃事業者の検索が可能な「ビルメン事業者検索」が利用できます。ぜひ委託業者選定の際には当サイトをご活用ください。



清掃業務の委託にあたり/ 業務責任者の選任をお願い いたします！

院内清掃の業務委託において「業務責任者」と「受託責任者」の関係性が重要な役割を果たしています！

■業務責任者とは (医療機関側)

厚生省健康政策局指導課長通知において、業務責任者は受託責任者(受託業者)に以下の指示をすることが求められます。

- ・業務が適切に実施するために必要な事項
 - ・受託業務に従事する者の安全を確保
- ・受託業務に従事する者の事故発生時の適切に対応

業務責任者は清掃業務についての医療施設側の責任者であり、受託者側に対する指示や協議をする時の窓口と位置づけられています。

■受託責任者とは (清掃事業者側)

医療法施行規則第九条の十五で定められた「施設の清掃に關し相当の知識及び経験を有する者」で、清掃現場の責任者にあたります。受託責任者は清掃従事者に対する指示する時の窓口と位置づけられています。

- ・清掃に關する作業計画や品質評価を実施
 - ・清掃従事者への教育や健康を管理
- ・受託業務の窓口として連絡、報告を担う

※医療関連サービスマーク制度においては、病院毎に1名以上の受託責任者(講習会修了者)を配置することされています。

①相互に連携



②作業の指示



業務責任者と受託責任者の連携がないと…

- ・清掃品質が悪くなってしまうかも
- ・清掃従事者が感染症患者と接触してしまうかも
- ・緊急時の連携対応が上手く機能しないかも
- ・清掃と患者対応の時間が被ってしまうかも
- ・清掃事業者への要望が正しく伝わらないかも

■清掃従事者

受託責任者の指示のもと日々の清掃作業を行います。

(公社) 全国ビルメンテナンス協会とは

ビルメンテナンス業界の唯一団体として、清掃業界の知識向上を支えています

(公社) 全国ビルメンテナンス協会は、1966年に内閣府の認定を受け設立された公益社団法人であり、全国の建物管理会社約2,800社を会員とした清掃(ビルメンテナンス)業界を代表する業界団体です。現在、全国で約110万人が日々オフィスや商業施設、病院、マンション、学校などの様々な建築物で清掃作業に従事しています。全国ビルメンテナンス協会では、そのような清掃従事者に向けた国家試験や指定講習会等の提供や全国的な情報発信などを行い、業界全体の知識・技術の推進に努めています。